

(様式1号)

## ノングルテン(Non-Gluten)米粉製品認証機関登録申請書

年 月 日

日本米粉協会 殿

**【申請者】**  
(住所、郵便番号)  
(法人名)  
(代表者氏名)  
(電話番号、E-mailアドレス)

ノングルテン(Non-Gluten)米粉製品認証機関として登録するため、米粉製品のノングルテン(Non-Gluten)認証要領(平成29年〇月〇日日本米粉協会制定)の6に基づき、申請します。

(様式2号)

## ノングルテン(Non-Gluten)米粉製品認証機関登録更新申請書

年 月 日

日本米粉協会 殿

**【申請者】**  
(住所、郵便番号)  
(法人名)  
(代表者氏名)  
(電話番号、E-mailアドレス)

ノングルテン(Non-Gluten)米粉製品認証機関の登録を更新するため、米粉製品のノングルテン(Non-Gluten)認証要領(平成29年〇月〇日日本米粉協会制定)の6に基づき、申請します。

(様式3号)

# ノングルテン(Non-Gluten)米粉製品認証機関登録事項変更届出書

年 月 日

日本米粉協会 殿

【認証機関】  
(住所、郵便番号)  
(法人名)  
(代表者氏名)  
(電話番号、E-mailアドレス)

ノングルテン(Non-Gluten)米粉等認証機関としての登録事項について、下記のとおり変更いたしましたので、米粉製品のノングルテン(Non-Gluten)認証要領(平成29年〇月〇日日本米粉協会制定)の7に基づき、届け出ます。

記

変更後	変更前

(様式4号)

## ノングルテン(Non-Gluten)米粉製品認証機関業務休止(廃止)届出書

年 月 日

日本米粉協会 殿

【認証機関】  
(住所、郵便番号)  
(法人名)  
(代表者氏名)  
(電話番号、E-mailアドレス)

ノングルテン(Non-Gluten)米粉製品認証機関としての業務を休止(廃止)することとしましたので、米粉製品のノングルテン(Non-Gluten)認証要領(平成29年〇月〇日日本米粉協会制定)の7に基づき、届け出ます。

(様式5号)

## ノングルテン(Non-Gluten)米粉認証申請書

年 月 日

(認証機関) 殿

**【申請者】**  
(住所、郵便番号)  
(法人名又は個人名)  
(法人代表者氏名)  
(電話番号、E-mailアドレス)

添付している米粉について、ノングルテン(Non-Gluten)米粉認証を受けるため、米粉製品のノングルテン(Non-Gluten)認証要領(平成29年〇月〇日日本米粉協会制定)の8に基づき、申請します。

(様式5号の2)

## グルテン定量検査依頼書

年 月 日

(認証機関) 殿

【申請者】  
(住所、郵便番号)  
(法人名)  
(代表者氏名)  
(電話番号、E-mailアドレス)

添付している米粉製品について、米粉製品のノングルテン(Non-Gluten)認証要領(平成29年〇月〇日日本米粉協会制定)別紙1のⅡの3(又は同要領9の(2))に基づき、グルテン定量検査を依頼します。

ノングルテン(Non-Gluten)米粉加工製品認証申請書

年 月 日

(認証機関) 殿

【申請者】  
(住所、郵便番号)  
(法人名又は個人名)  
(法人代表者氏名)  
(電話番号、E-mailアドレス)

添付している米粉加工製品について、ノングルテン(Non-Gluten)米粉加工製品認証を受けたいので、米粉製品のノングルテン(Non-Gluten)認証要領(平成29年〇月〇日日本米粉協会制定)の8に基づき申請します。

(様式6号の2)

## ノングルテン米粉加工製品検査依頼書

年 月 日

(認証機関) 殿

【申請者】  
(住所、郵便番号)  
(法人名)  
(代表者氏名)  
(電話番号、E-mailアドレス)

添付している米粉製品について、米粉製品のノングルテン(Non-Gluten)認証要領(平成29年〇月〇日日本米粉協会制定)別紙1のⅡの3(又は同要領9の(2))に基づき、ノングルテン米粉加工製品検査を依頼します。



## ノングルテン(Non-Gluten)米粉製品認証書

年 月 日

(申請者) 宛て

**【認証機関】**

(住所)  
(名称)  
(代表者氏名)

貴殿より申請のあった米粉製品は、審査の結果、米粉製品のノングルテン(Non-Gluten)認証要領(平成29年〇月〇日日本米粉協会制定)の8に基づくノングルテン米粉製品であることが認められましたので、本認証書を交付します。

また、ノングルテン(Non-Gluten)米粉認証ロゴマーク(ノングルテン(Non-Gluten)米粉加工製品認証ロゴマーク)を併せて交付しますので、認証要領の9の(1)に定めるほか、本協会のノングルテン米粉製品認証ロゴマーク要領に従い使用してください。